

## 特定有害物質ごとに定める基準 (法第2条)

①地下水摂取などによるリスクからは土壤溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壤含有量基準が定められています。土壤溶出量基準については、すべての特定有害物質に設定されていますが、土壤含有量基準については、特定有害物質のうち重金属を中心とする9物質についてのみ定められています。

赤字: R3.4.1 施行

特定有害物質の種類 (施行令第1条)	土壤溶出量基準 (規則別表3) (mg/ℓ)	土壤含有量基準 (規則別表4) (mg/kg)	第2溶出量基準 (規則別表2) (mg/ℓ)	地下水基準 (規則別表1) (mg/ℓ)	分類
四塩化炭素	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下	第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
クロロエチレン(H29.4.1~) (塩化ビニルモノマー)	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	—	0.04以下	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	—	1以下	0.1以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	—	0.4以下	0.04以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	—	0.02以下	0.002以下	
ジクロロメタン	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下	
テトラクロロエチレン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	—	3以下	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下	
トリクロロエチレン	(0.03) 0.01以下	—	(0.3) 0.1以下	(0.03) 0.01以下	
ベンゼン	0.01以下	—	0.1以下	0.01以下	
カドミウム及びその化合物	(0.04) 0.003以下	(150) 45以下	(0.3) 0.09以下	(0.04) 0.003以下	第2種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	0.05以下	250以下	1.5以下	0.05以下	
シアン化合物	検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)	1以下	検出されないこと	
水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	
セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下	
鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下	
砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.3以下	0.01以下	
ふっ素及びその化合物	0.8以下	4,000以下	24以下	0.8以下	
ほう素及びその化合物	1以下	4,000以下	30以下	1以下	
シマジン	0.003以下	—	0.03以下	0.003以下	
チウラム	0.006以下	—	0.06以下	0.006以下	
チオベンカルブ	0.02以下	—	0.2以下	0.02以下	
PCB	検出されないこと	—	0.003以下	検出されないこと	
有機りん化合物	検出されないこと	—	1以下	検出されないこと	

土壤溶出量基準: 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム(mg/ℓ)で表します。

土壤含有量基準: 土壤に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1キログラム中のミリグラム(mg/kg)で表します。

第2溶出量基準: 土壤溶出量基準の3~30倍に相当し、地下水等によるリスクに係る措置の選択または決定材料になる。

地下水基準: 地下水に含まれる特定有害物質の量に関する基準で、1リットル中のミリグラム(mg/ℓ)で表します。